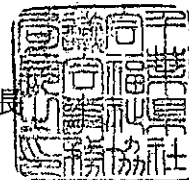


千社資発第1009号
令和2年3月3日

公益財団法人
千葉県民生委員児童委員協議会事務局長 様

社会福祉法人
千葉県社会福祉協議会事務局長



新型コロナウイルス感染症への対応に伴う生活福祉資金貸付制度に
かかる民生委員活動について（依頼）

本会の事業運営につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
また、生活福祉資金貸付制度について、制度創設当初から民生委員の皆様には多大なる御尽力をいただき深謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症については、県内でも患者が発生しており、政府では令和2年2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」が決定されています。
県内における新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、今後の健康被害を最小限に抑えるうえで、極めて重要な時期であることから、現在各種イベント・研修会・会議の開催の必要性が改めて検討されているところですが、生活福祉資金貸付事業においても、当分の間、下記のとおり取り扱うことで差し支えないこととし、別添のとおり各市町村社協には通知しておりますので、貴会におかれましても御承知おきください。
なお、イベント等の中止の判断同様本会として一律に申請者宅への訪問の自粛要請を行うものでなく、地域の実情によりご判断いただくことといたしますので、念のため申し添えます。

記

- 1 「民生委員調査意見書」の作成方法について
訪問による作成方法のほかに、当分の間、電話等での状況・意思確認を得ての作成も可能とします。
- 2 借受人宅等への帳票類の持参について
当分の間、借受人宅等への帳票類（「生活福祉資金貸付金償還残額のお知らせ」等）の持参の延期や郵送対応も可能とします。

【問い合わせ先】

千葉県社会福祉協議会 福祉資金部（担当：中田・塚越）
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3
TEL:043-245-1551 FAX:043-245-9338